

の生命論理と実証への体験味識を目的とする。それは自覚即信念として、その見地から、宗団がいかに理論・実践
実証し来つたかを、公明に謙虚に内省する。さらに、現実に、理論・実践・実証の連環は、内には教団の全的改造
更生を期し、新たな「教学」領域を開拓し、その発展の自々からに、外には世界教化の企劃を生かし、かゝやく寂
光文化建設へ寄與する。否それは欠くべからざる絶対的使命とするものであることを確信する。

(廿六、四、十一)

御消息文の分類研究

——身 延 隱 栖 後——

齊 藤 龍 遵

聖祖身延御入山より在山九ヶ年間の御消息は一五五扁にして、上野殿後家尼御前御返事に始まり波木井殿御報に終
つてゐる。御消息文は單なる御手紙ではなく、人間日蓮の全人格が顯はれ其の内容は、悉く経論釋を引証し而も簡明
な教義と、門下への信条が示されてゐるのみならず、人間道に直結してゐる点が消息文を一貫した特徴である。謂は
ゞ教義の実践面である。今之を年代順に分類表示すると、

年代別

聖 壽

篇 教

文永十一年	五三才	四篇
全 十二年	五四才	九篇
建治元年	五四才	十六篇
全 二年	五五才	十四篇
全 三年	五六才	十六篇
全 四年	五七才	五篇
弘安元年	五七才	廿六篇
全 二年	五八才	廿一篇
全 三年	五九才	廿四篇
全 四年	六十才	十五篇
全 五年	六十一才	五篇

となつてゐる。之の表によると身延入山の文永十一年が僅か四篇なのは入山早々の事で、「山中に木のもとに木葉うちしきたるやうなるすみかおもひやらせ給へ」(一〇五六)とある如く移住前後の不自由な御生活の爲か、又建治四年に五篇なのは建治三頃からお病気の兆が顯はれ、「身にいたはる事候間こまかならず候」(一七〇一)とあり、弘安五年の五篇は「所勞のあひだ判形をくはへず候事恐入候」(二二〇五)とあつて在山九ヶ年の聖祖の動靜が自ら描写されてゐる。最も御消息の多いのは 聖壽五四歳の二十五篇と五七歳の三十一篇で、五四歳の文永十二年、建治元年の一ヶ年を通じて四十八篇の御書及消息中に、有名な撰時鈔二卷、身延山御書等あり、五七歳の建治四年から弘安元年の

一年間を通じて総て三十八篇あり、其の中三十一篇が消息文であるから、如何に御門下との交流が盛んであり、且つ法華の護持と流布に御留意遊されしかを窺ふのに十分である。

即ち聖壽五四歳は御入山の翌年であり、山中の御生活にも馴れられ愈々入山の目的と聖祖の御本懐を更に發揮される開会とも云ふべく、翌五十五歳の建治二年は入山四年目で身も心も落付き給ひたらんか、全年四条金吾御返事に於て自受法樂の境界を以つて日常生活を開会し給ふ（一四四二）たのに照しても、在山九ヶ年の中間会の始まりと案じられるのである。かくして五七歳迄御門下との交流が繁しく続いた如くである。

以下聖祖と対告衆、対告衆の分布地域、聖祖への供養、消息文に示された内容の四節に涉りて述べることにする。

第一節 対告衆に就て

先ず対告衆と御消息の分類を列擧すると

- (一) 四条金吾及女房に與しもの 廿一通（女房三）
- (二) 南条時光及母、女房に" 卅七通（母七一女房二）
- (三) 富木胤繼及女房に" 六通（女房四）
- (四) 池上兄弟及宗長女房に" 一二通（宗仲四、宗長女房一）
- (五) 千日尼に" 四通
- (六) 太田乘明及女房に" 四通（女房三）

- | | | |
|------|--------------|----------|
| (七) | 妙法尼に" | 四通 |
| (八) | 妙心尼" | 三通 |
| (九) | 南部氏" | 三通 |
| (一〇) | 国府入道及女房" | 一通 |
| (一一) | 淨顯義淨に" | 二通 |
| (一二) | 松野六郎左衛門及女房に" | 八通 (女房三) |
| (一三) | 窪持妙尼に" | 七通 |
| (一四) | 棧敷女房に" | 二通 |
| (一五) | 三沢某に" | 二通 |
| (一六) | 六日女御前に" | 二通 |
| (一七) | 北条彌源太に" | 二通 |
| (一八) | 南条九郎太郎に" | 二通 |
| (一九) | 元日昭母妙一女に" | 二通 |
| (二〇) | 弟子禮那中に" | 三通 |
| (二一) | 治部房に" | 二通 |
| (二二) | 大内安清に" | 三通 |

以上の外に新尼御前、曾谷教信、一ノ谷入道女房、高橋六郎左兵門、清澄寺大衆中、大井莊司入道、辨殿日昭、南条平七郎、舟守彌三郎等四十一名の多数に及び僅か九ヶ年の在山としては相当の數であろう。

第二節 对告衆の分布地域

次に御門下の分布状態を地域別に列擧すると、大略鎌倉、武藏、下総、駿河、佐渡、甲斐、安房、伊豆、遠江であり、(今の神奈川、東京、千葉、静岡、新潟、山梨県である。)之は消息文として録内外に集録されたものゝみで、即ち鎌倉では四条金吾の外に四名、武藏では池上兄弟、下総では富木胤繼の外に六名、駿河では南条時光の外に十二名、佐渡では千日尼の外に三名、甲斐では南部実長、大井莊司の二名、安房では新尼御前の外に四名、遠江で二名、伊豆で一名、外弟子中となつてゐる。

之によれば聖祖活動の中心地鎌倉より、誕生の安房、弘法の下総、流難の佐渡、入滅の池上となり、駿河の国に十三名の御門下があつた事は注目すべき事である。何となれば駿河以外は聖祖法難の靈地である故、消息の交流は首肯出来る処であるが、駿河に何故多数の御門下があつたのであろうか。恐らく聖祖御入山迄は比較的交流が少かつたが立止安国論御述作に先立ちて岩本実相寺の経藏に御入りになつた縁と、身延に最も近い距離であるため御入山後に出来た新しい信徒であると思考するのが妥当と思ふ。御消息中駿河の御門下に対しては後に於て詳説するが、勸信の御文が多い事に照して自からも領解出来るのである。而して教学的に最も力説されたのは四条金吾に対する消息で、最も親密な間柄に拜されるのは池上兄弟である。之の点については次の才三節に述べる。

第三節 聖祖への御供養に就て

消息文を一貫した一致点は聖祖へ御供養の品に対する返礼であり、何れも文頭に品名を挙げ質問に対しては解答を迷ひに対しては教示をと才四節に述べる様に、大略十ヶ条に涉りて教化を垂れ給ふたのである。

先ず地域別による供養の品名を列擧すれば、

(一) 鎌倉から 饅、みかん、白小袖、白かたびら、柿、梨、ひじき、綿、米、餅、酒、串柿、ざくろ(十三品目)

(二) 武藏から 饅、銅器、菓、帽子、帯、綿、味噌、酒、わかめ(九品目)

(三) 下総から 米、帷、單衣、饅、綿、柿、塗物容器(七品目)

(四) 佐渡から 海苔、わかめ、竹の子、單衣、饅、干飯(六品目)

(五) 駿河から 饅、海苔、酒、みかん、昆布、山芋、午芻、菓子、豆、さよげ、根芋、山椒、わさび、酢、麦、單衣、餅、大根、めうが、帷、塩、油、米、里芋、串柿、竹の子、ゆず、栗、茄子、梨、焼米、ちまき、筆、大豆、海草、胃腸の菓、摺豆腐、あはし柿、飴、御座蕙、法衣、甘酒、浴衣、馬

(六) 甲斐から 柿、酢、菜、白米、油(五品目) (四十五品目)

(七) 安房から 海苔

(八) 遠江から 米

(九) 伊豆 ナシ

若し之を身延を中心として考察すれば最も近距離の駿河が多種多様であつて、而も新鮮な果実野菜類が着眼される。

錢の供養は四条金吾が最も多く、米と酒は各地から供養されてゐるが、聖祖が酒をたしなみ給ふた事は、弘安四年十二月八日に南条時光母尼が酒の供養をせしに

大雪は重なり寒はせめ候、身の冷ること石の如し、胸の冷たきこと氷の如し、而るにこの酒は温かにさし沸して一度呑み候へば火を胸にたくが如し湯に在るに似たり(二〇八二)

と兩眼に涙浮ぶとまで喜こばれたことから、聖祖の好物であつた事は拜察出来る。以上は一般的な見方であるが、特に吾々の眼に映ずるものは池上兄弟からの供養であろう。即ち銅器、帽子、帯、菜等何れも心の籠つた物許りで、聖祖の御生活を如何に案じられたか、察せられる。御入滅に就ては波木井殿御書には釋尊に習て良の池上云云(二一一三)とあるが、稍々同じ方向であり最も信頼された鎌倉の四条金吾の処を入滅の場所となされず、遙か彼方の池上に御入り遊した事は恐らく池上とは格別の精神的連がりがあつたと思はれる。其の反面當時の鎌倉は未だ入滅の場所としては、余りに法敵が多い爲でもあつたろう。其の間の事は、四条氏と池上兄弟への消息に明かである。下総は比較的遠隔の地であるから野菜果実は見られず、お米の供養が一番多い。佐渡の千日尼が干飯を供養したのは、聖祖の御不由を偲び如何にも女らしい温情溢れるものとして特色がある。駿河の御座筵、法衣、菓子、飴、筆、浴衣等は細心の情が奥ゆかしい。

以上の品々によつて聖祖の食物は精進のみであり、在山九ヶ年の中期頃より健康が勝れなかつた事も推察出来る。

次に聖祖から御門下へ御送りになつたものとして本尊授與があるが、特に感激を覚ゆるものは下総の曾谷教信に向の資として「方便品の長行書き進らせ候、先に進らせ候ひし自我偲に相副へて読みたまふべし」(一一二六)とあり、自ら御希望になつて入用の品を懇請されたものには「目連樹十兩計り給はり候、べく候」(一六三七)と駿河の松

野氏に御依頼になつてゐる。之は入山後五年目の建治三年であるから、恐らく念珠の材料とされたのであろう。

第四節 消息文の示教内容

消息文の内容は多種多様であるが、勸信。歎信。教導。安心。追悼。祈禱。告誡。顯彰。讚徳。情義の十段に分つて、人間日蓮と御門下との消息交流を拜察する。

(一) 勸信 段

消息全体は勸信的内容であるが、其の二三を挙げれば建治元年池上宗長に対して、兄弟同心に法華經を信じ不退転の信仰を勸めて古事を引證し「釋尊を造りて祈りしかば入鹿程なく打たれにき」(二三〇七)と鎌足が入鹿を打つに信仰の力、祈りの力であり「此より後もいかなる事ありとも少しもたゆむ事なかれ、乃至設ひ命に及ぶともひるむ事なかれ」(二三〇七)と勸め、建治三年日女御前に本尊を授與して教義を示す傍ら「妙法五字の光明にてらされて本有の尊形となる是を本尊とは申すなり乃至この御本尊只信心の二字にをさまれり云云」(一六二四)と勸信し給ふてある。

(二) 歎信 段

才一段に比して本段は稍少い、弘安元年千日尼に信仰深き事を歎じて、

佐渡の国より此の國まで山海を隔て千里に及び候ひしに女人の御身として法華經を志しましたし年々に夫を御使ひとして御訪ひあり乃至御身は佐渡の國におはせども心は此の國に來れり我等は穢土に候へ共心は靈鷲山に住むべし

(一八一六)

と情細やかに此土淨土凡身即成を説示し給ひ、全年南条氏に対して故上野殿の信仰繼承を歎じ、末世の様相を説き、諸の故事を擧げ、念佛と法華經を峻別し、先祖の信仰を繼いでゐる南条氏を絶讃し、信心の色顯はれたるを十羅刹も守るであらう（取意）（二八一—二八九）と結び給ふたのである。

（三） 教導段

教導と云ふ意味は慰情と激勵を加味してゐる。情と勵ましのない教導は無意味であるのみならず神魂に徹しない。文永十二年佐渡の国府入道に子供無きを慰ぐさめ、老後頼り無き時は身延にて日蓮と共に信仰三昧に入れとて、「國も隔たり年月も重なり候へば弛む御心もやと疑ひ候にいよ／＼色を顯わし功を積ませ給ふ事但し一生二生の事には非ざるか」（一一二七）と姿見えざれば心次第に遠ざかる一般世情に反して日蓮を頼りにさるゝは過去の深き契りならん

と情を垂れ給ひ、更に語を續けて「此の法華經は佛、人の子となり父母となり女となりなんどしてこそ信ぜさせ給ふなれ」（一一二七）法華經を受持する者は孤獨ならずと力附け「いづくも定めなし佛になる事こそ終つひのすまが柄にては候ひしと思ひ切らせ給ふべし」（一一二七）と淳々たる御教導に聖祖の愛情が味識される。全年四条金吾に法華經の難持と値難を体得してこそ佛果証得のある事を述べて

受くるはやすく持つはかたし、さる間成佛は持つにあり此の經を持たん人は難に値ふべしと心得て持つ也乃至此より後は此經難持の四字を暫時も忘れず案じ給ふべし（一〇九五）

とあるは有名な事である。かくの如く聖祖の教導は総て御門下と「共に在る」教導である事が理解出来るのである。

（四） 安心段

此の安心段は才一の勸信段と併行し、最も力説されてゐる。従つて御門下中では駿河方面の門下と、女人に対して多

いのが着目される。末代禁状と別名のある松野殿御返事に於て安心立命を説き、先ず無常観から起して縁起論に至り安心証得は捨身求法の信行にあり、不退転の修行を積んでこそ生滅々已寂滅爲樂なり（一五二二）と示され、妙法尼御前には日常生活を寂光土なりと開会して「臨終の事を習ふて後に佗事を習ふべし」（一七五〇）上野尼御前には「淨土と云ふも地獄と云ふも外には候はずただ我等がむねの間にあり之を覺るを佛といふこれに迷ふを凡夫と云ふ」（一〇五〇）と簡明直さいに御教示になつてゐる。

（五） 追 悼 段

追悼に関するものは何んと云つても報恩鈔である、聖祖の御心境は報恩鈔送文に明にして「自身は内心は存せずといへども人目には遁世のやうに見えて候へばなにとなく此山を出でず候」（一五一二）恩師報恩追悼の念止み難きも国諫成就迄は此の山を出すと聖祖の御心境を「されば花は根にかへり眞味は土にとゞまる。此の功德は故道善房の聖靈の御身に集るべし」（一五一〇）と述べ給ひ、四条金吾女房の祖父の死に對しては「なげき入つて候よし申し給ふべし」（一七三九）妙法尼御前には夫の死を悼み事細かに悔みを述べて

内へ入れば主なし、客人来れどもあひしろうべき人もなし、夜の暗きにねやすさまじく、墓を見ればしるしあれども声もきこえず、只獨り歎き給ふらん、かた／＼秋の夜のふけゆくまゝに冬の嵐のをとする声につけても彌々御歎き重り候らん（一七八八）

と苦樂共にある事を綴られ、池上兄弟には孝子御書を以つて謗法の父を法華經に入信せしめたるは、兄弟ともに淨藏淨眼の後身ならんと、孝養を賞して追善の資となし給ひ（一八二九）、藤九郎盛綱が父の供養せしに、

一向法華經の行者となりて去年は七月二日父の舍利を頸に懸けて一千里の山海を経て身延山に登りて法華經の道場

に之を收め、今年は又七月一日身延山に登りて慈父の墓を拜見す、子に過ぎたる財なし（一九五九）

と孝養を敷じ給ふ。之によつて聖祖当時から年回供養に逮夜、正当忌の習ひがあり、身延への納骨も之が最初であるやうに思はれる。身延靈山思想は数多の御妙判に散見出来るが、藤九郎父の納骨も其の一端であり、特に聖祖自らの供養なれば靈山往詣思想の発端と見るもあえて行過ぎではない。

中興入道消息に於て

娘御前の十三年に丈六の卒塔婆を立てて其の面に南無妙法蓮華經の七字を顯はしておはしませば畜生道をまぬがれて都卒の内院に生れん（一九二四）

と追悼の傍ら塔婆建立の功德を述べ、又其の形態方式を詳説され「卒塔婆には法華經の題目を顯はし給へ」とあつて御消息中に塔婆供養については本文のみである。

（六） 祈 禱 段

祈禱につきては所謂修法と一般の祈願に分れ、現在の遠壽院流及び往昔の安世院流、身延の積善坊流があるが今は之に觸れない。御妙判中祈禱に関する代表的なものとしては、祈禱鈔、祈禱經送状、道場神守護事があつて、道場神守護事は富木氏に授與され、消息文中祈禱に関するものは富木氏、及び下総の太田氏に多く拜せられる点から、聖祖の祈禱觀と富木氏とは不可分の關係にある様である。建治二年富木殿御返事に祈禱經の文を列擧して「尼御前の御所勞の御事我が身の上とおもひ候へば晝夜に天に申し候也願くは日月天其の命にかわり給へと申し候也」（一五二二）と病氣平癒の祈願を發され、五年後の弘安二年には永い病氣の尼に對して可延定業書を賜りて、病と業を分別し、定業たりと雖も法華經の信仰を以つて懺悔すれば必らず消滅すべし。身の病、心の病、共に露と消ゆるなり、との御指南あり

つて「あらおしの命や惜ししの命や御姓名並びに御年を我とかゝせ給ひて大日月天に申し上ぐべし」(二八二六)取意等とあるは今時祈禱の用ゆる御礼の初まりであらう、文中特に懺悔滅罪を力説し給ふたのは祈禱の生命でもある。祈禱に用ゆる御符の始まりとして挙げられるものに伯耆公御房がある。南条時光の病氣に対して平癒を祈り給ひ

明日寅卯辰(二時―四時)の刻に精し河の水を取り寄せ給ひて此の経文——薬王品——を灰に焼いて水一合に入
れて、まいらせさせ給ふべく候(二〇九四)

とあり、次に御守りの始まりとしては、妙法尼御前に幼な子の病氣に御守りを授與され(二二二〇)(取意)、厄年の除
けとして、四条金吾女房が三十三の厄を転じて幸と爲す所謂祈禱經の文に七難即滅七福即生を示して祈願を籠められ
彌源太には刀の入神祈禱を遊ばしてある(一〇三三)(取意)以上によつても所謂修法祈禱形態は殆んど消息中に其の
源を拜するのである。

(七) 告 誡 段

告誡は又警誡にして四条金吾への消息が最も多い。聖祖身延入山後の鎌倉に於ては四条氏が聖人に代りて妙法弘通
に専念し、爲に四条氏への迫害も当然首肯される処である。然し御隠棲の聖人に対しても猶鎌倉の策謀は続けられ其
の間の事情を身延の聖祖に急報したのに対して、聖祖も亦直ちに御返事を認められ、幕府と良観の策謀こそ待ち受け
る処であると、述べられたのが弘安元年の三月諸人御返事(二七一四)である。其の文体と云ひ筆勢と云ひ取るのも取
りあえず、認められ、公場対決を決心されたのである。即ち文中、和風、飛鳥、佛記符契、日本国一円、將又一閭浮
提皆仰ニ此法門」等の文字は聖意の躍動を物語るのである。而も成の時に手紙が到来し今日成の刻の御返事なれば、聖
祀の御決心と其の御態度はさこそと拜察出来る。その後僅か廿日計りして四条金吾に対して、「日蓮三度の流罪の兆あ

りとか聞及ぶ誠に幸ひである、是非流罪を実現させて欲しい、雪山童子と不輕菩薩の身になるのだ」(一七一八)(取意)と聖祀の御目覺を傳へて、四条氏の事は日蓮計らうにより仕官みんづかひ即法華經なりと示し給ふたのは有名である。

之より先き御入山早々の文永十一年四条氏に対して日蓮なき鎌倉で「いよ／＼にくむ人々狙ひ候らん御酒宴夜は一
向に止め給へ」(一〇五九)又「上よりめされ出された候はば法華經の御布施の幸と思ふべしとのゝしらせ給へ返す／＼
奉行人にへつらふ気色なかれ云云」(一六一九)「さき／＼申すが如くさき／＼よりも百千萬億倍御用心あるべし乃至
されど殿の御事をばひまなく釋迦佛日天に申す也其の故は法華經の命を繼ぐ人なればと思ふ也」(一六三四)又「敵人
に規はれしが、用心と云ひ又勇健いけなびと云ひ目出度い事である、なにの兵法よりも法華經の兵法を用ひられ度し」一八八
九取意等と四条氏の身边に注意を遊ばしてある。是れ四条氏が日蓮に代りて法華經を弘めたる証左である。

次に新尼御前より送られた海苔を懐しく思召して礼を述べ給ひ、本尊授與の懇請に対しては新尼は、法華經を退轉
して念佛に走つた故本尊の授與は出来ないと答へ給ふてゐる。恩情の義は謝するも法の義に於て許さざる聖祖の御信
念は吾等門下の反省すべき点である。(一〇九三)(取意)其の池上宗長(一二三四)南条時光(一五九一)等往見

(八) 顯彰 段

前段と全じく本段も四条金吾及女房へのもが特筆される。即ち四条氏が日本才一の信者なれば其の女房も、亦日本
才一の女人なりと顯彰し(一〇八三)(取意)給ふてあり本段に屬する消息は他段に比して少いのは当然であらう。

(九) 讚德 段

告誠及顯彰の二段が四条氏に多いのに対して本段は池上氏に対して顯著である。従つて才三節の供養に於て述べた如
く聖祖と池上氏とは恰も親身の如き状があつた事が立證される。即ち池上兄弟が聖祖の御訓誠を守り、念佛の良觀等

が兄弟の父親を賺し兄弟二人を失はんとせしに兄弟の信力にて父親を念佛に走らせず終ひに法華經に入信せしめた徳を讃歎(一六三九)(取意)し、即ち池上氏に対して聖祖と良觀の間に争奪があつたのであろうか、良觀は池上を取り入れて聖祖に喰下る手段でもあつたか、又聖祖としては池上を離す事は出来ないと云ふ見解が成立するので、池上氏の入信は誠に讃徳に値ひするものである。弘安元年全く聖祖に帰依した池上氏の供養を謝し、親子兄弟の円満な生活振りを悦ばれ面接しなくては十分に意を盡せない(一八二四取意)とあるは正に讃徳其のものである。次に富木胤繼にも本段の消息があるが省略する。

(十) 情義段

本段は御門下全般に示され、特に弘安元年後に多く拜されるのは何としても、聖祖建治年間からの御病氣もさる事ながら、老境に立入れし人間日蓮の趣きが溢れて一層の親しみが感受出来る。而も法義の四条、情義の池上、生活面での南部、及び一般としては尼、女房に対して見られる。先ず聖祖の御所勞を憂ひて菓を送りたる四条金吾に

日蓮下痢去年十二月卅日事起り今年六月三日四日日々に度をまし月々に倍増す、定業かと存ずる処に貴辺の良菓を服してより日日月月に減じて今百分の一となれり(一七三九)

と云ひ、池上宗長に対して「下痢は左衛門どの御薬にてなほりて候」(一七二七)とあり、頑強な胃腸病と拜察されるのである。或は千日尼に消息して舊懐し人間は姿違さかれは心に忘るゝが世間なるに、尼は三度迄も夫を遣して日蓮を慰められたる志は大地大海の如しと、佐渡流罪中の温情を謝し「たび／＼助けられし事こそいかにすべし」(一七六〇)と情戀々たるものがあると共に、流罪中の御身边が如何に苦難でありしかを語るに余りあるのである。

御入滅の前年南条時光の母尼には、身延に入りて一步も山を出ずして八年が間に病と云ひ、年と云ひ次第に身心弱

まり十日余りは食も止り苦しみし処への御供養辱けなしとて「兩眼よりひとつの涙を浮べ」乃至「久しくは此の世に候はじ」(二〇八二)取意とさすがの聖祖にも感激と共に臨終も近き事を自覚されたのである。

国諫成就迄は山を一步も出でずと申されし聖祖にも、病ひは如何とも致し難く、池上宗仲に病氣御見舞ひの礼を差出されたのが、弘安四年十二月十一日で池上氏への消息が終りとなり態々「脚力(今の脚力強き使者)につかはされ候事、心ざし大海よりも深く善根大地よりも厚し幸甚く恐恐」(二〇八四)と池上氏が幸便を待つ事なく使者を遣はれし御厚情を深謝しておられる。これ等の事情と文意から推察して、聖祖が池上での御入滅は釋尊入滅の故事に従ひ給ひしは、勿論なるも、当時門下の分布地域の中央であつた事等から、恐らくは池上氏の懇請もありしならんかと拜察する。猶最後に一五五篇の結文が夫々「恐々謹言」「幸甚幸甚」「南無妙法蓮華經」「穴賢穴賢」「不便く」「あさましく」「貴し貴し」等を以て終つてゐるが、全然御認めないものもあり、「恐々謹言」が最も多く、南無妙法蓮華經は所謂信徒と思はるゝ人に用ひられ、女房及び尼には殆んど「穴賢」とあり不便。あさまし。貴し。は消息の内容に應じて、夫々用ひられてゐる。

以上は消息全文を通じて一貫せる聖祖の御意志には道理と云ふ信念が徹底してゐる事が解つた。道理は嚴正中道の理である。佛典が慈悲中心の所説とすれば消息全文は道理を根幹として御述作になつた事が領解出来るのである。以上